

「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画原案」 に対して提出された意見等の概要及び教育委員会の考え方等

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 意見等の提出者数 | 5人 |
| 2 | 意見等の件数 | 9件 |
| 3 | 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 | 意見等の概要及び教育委員会の考え方 | |

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方等
1	<p>通学指定校変更の弾力化により、人気・不人気校格差が顕在化の現況。地域性、家庭性質だけではない原因の存在。</p>	<p>指定校変更については、平成17年に「就学指定校変更に関する事務処理要綱」を策定し、変更手続の申請方法のほか、身体的理由や地理的理由など変更を認める基準を定めており、これに基づき適切に判断しております。</p>
2	<p>適正化後、学校選択制(例:岩見沢市)により、各校の特色と社会的責任を伴った学校経営努力及び教員資質向上、小樽市全体の学力向上(高校を含め道内他自治体を見よ。比し小樽市の低下は著しい)等勘案し適正化を行うべき。</p>	<p>教育委員会としては、今のところ学校選択制については考えておりません。本計画の目的は、「小樽市学校教育推進計画」を基本にそれぞれの学校が特色を生かしながら教育活動を進められるように教育環境の整備に取り組むものです。 また、「小樽市学校教育推進計画」では、重点目標に、「信頼に応える学校づくり」を基盤として「確かな学力の育成」などを掲げており、今後も、そこに示されている学習指導の改善や教員の資質・能力の向上に努めてまいります。</p>
3	<p>教員は給与生活者である前に「公務員」であり、法令・上司不服従等は公務員法違反である。これができる教員は当市には不要であり適正化の際に一切排除するべきである。</p>	<p>教員は公務員として法令遵守義務や上司の職務上の命令に従う義務があります。 日頃から研修や指導を通じて職員の資質向上に努めており今後とも取り組んでまいります。</p>
4	<p>将来を見据えての「適正配置」がどうあるべきかという議論はもとより必要ですが、「今現在」をより良好な状態な学校にするというのも学校教育課の大切な仕事だと思います。 具体的に言いますと、「適正配置」の話題が出ると具体名が出なくても小さな学校は近々なくなるだろうという風評が広がり新1年生は本来の人数の1/3,1/4になるのです。結果として、本来、学年1学級が十分可能なのに複式となり、より「悪い」教育環境に置かれます。これは、市教委がこうした風評をもとにした校区外・入学の要求をほとんど認めるからです。特別な理由の校区外・入学を否定するものではありませんが、ことこの風評に関しては市教委が責任をもって対応してください。説明会のときに出たような「こうやって書けば通るよ」と校区外・入学の書き方を教えるのでは困ります。統廃合の風評に対する校区外・入学に対してはきちんとした説明をしてください。風評によって、1人や2人が他校に行くのではない、1/3、1/4になることへの教育現場の大変さを理解してください。</p>	<p>この計画では、統合校の位置や組合せについては触れていません。P13の「実施計画の策定」にあるようにこれらについては地区実施計画を策定して取り組んでいくことになります。学校規模・配置の適正化の取組については、これまでも地域での懇談や基本計画の素案についての説明会など皆さんとお話する機会を設けたり、ホームページなどで情報提供を密にして誤解のないように心掛けていますが、これからも皆さんの理解を得ることできるよう努めます。 また、校区外の入学にかかる現行の指定校変更の制度は身体的理由や地理的理由など変更を認める基準に基づき適切に対応してまいります。</p>

No.	意見等の概要	教育委員会の考え方等
5	<p>既存の学校敷地に統廃合された学校を設置することにこだわらず、学校用地以外の市有地や公園用地などに統合校を設置することを望みます。</p> <p>例) 山の手3小学校(緑、最上、入船)を統合し元車両整備工場(シガスーパー山の手店向かい)や入船公園へ設置など。</p>	<p>例としてあげられた元車両整備工場(花園公園内)や入船公園などの都市公園内につきましては、都市公園法上、公園施設以外の施設の建設が規制されております。</p> <p>都市公園は、都市計画法の都市計画施設になりますので都市公園用地を学校用地に変更するためには、北海道都市計画審議会の決定が必要となります。公園用地を学校にする場合、同じ面積の敷地を新たに確保する必要がありますので現状では困難です。</p> <p>その他の市有地につきましても、学校の適地となる広さや立地条件を満たす土地の確保が難しいため、適正化基本計画では、学校再編の進め方の中で「統合学校は原則として、既存の学校敷地、校舎を活用していく」としております。</p>
6	<p>自転車による登下校が可能な時は自転車通学を認め、自転車の購入補助を行ってほしい。</p>	<p>自転車通学については、坂道が多いという地形や交通安全対策などから各学校では認めておりません。学校再編に伴い、校区が広がることとなりますが、通学に当たっては、子供たちの安全を第一に考えることが必要と考えます。</p>
7	<p>バス運賃の補助については3km以上を目処としているようですが、重い教材を背負って通学する子どものことを考え、バス運賃の補助については市職員と同等にバス乗車区間1km以上を対象として下さい。</p> <p>また、交友関係を考えた場合、友達がバス区間内とは限らないため、交通機関の定期区間を自宅から学校までの範囲に限らず、バス路線の延長も考慮して下さい。(防犯の見地からも必要と思われる)</p> <p>例) 最上町から西陵中へ通学の場合 最上町⇨商大通り ↓ 最上町⇨小樽駅</p>	<p>市職員の通勤手当については、国の基準に基づき通勤距離が2km以上でそのうち交通機関の利用が1km以上の場合を対象としております。</p> <p>一方、児童生徒のバス通学助成については、現在、通学距離が小学校では2km以上、中学校では3km以上の場合を対象としております。道内10万都市8市の状況を見ても小樽市と同じ通学距離を対象としているのが4市、小学校が4km以上、中学校が6km以上が3市、助成制度がない市が1市で、小樽市は他市の状況を参考に現行の制度としております。</p> <p>また、バス通学助成の対象区間については、通学のための割引定期券であるため自宅と学校間の乗車区間に限定しています。</p>
8	<p>適正化基本計画素案の説明会に出席して話は聞きました。時期的に今後の進め具合を提示して理解を得る仕事に入ることが必要だと考えます。先送りする事が(子供を持つ親、児童)とも良いことではないと考えます。説明会のその場しのぎの答弁ではかえって親が混乱してます。</p>	<p>教育環境の改善は早急に取り組みなければならない課題です。この計画をまとめた後、来年度から統合校の位置や組合せについてはいくつかの案をお示しながら具体的な協議を進めていきます。</p> <p>これまでも学校再編への取組について懇談会や説明会などを通じて御意見などいただきながら計画を策定してきましたが、今後の具体的な協議の際にも皆さんとの懇談や説明の機会を持ちながら進めていきたいと思っております。</p>
9	<p>基本計画拝見させていただきました。私はかつて北手宮小が北山中学校の時に在籍したものです。北手宮小は高台に位置しているため、万一廃校になった後は他の利用は望めないかと思っております。北手宮小は校舎の下にある広いあき地がありグラウンドとして整備すると立派なグラウンドになると思っております。北手宮小と手宮西小と手宮小を統合し現手宮小に新築移転してはいかがでしょうか。手宮西小はグラウンドが校舎から目が届かず管理上小学校としては不適切かと考えます。手宮の人口は高齢者が非常に多いのですが、老人用の施設は皆無で皆さん施設を望んでいます。学校も老健施設も共に市の財産なので合わせてお考えいただきたいと思っております。北山中と末広中を統合して現北手宮の校舎に移転しても通学には全く問題がないかと思っております。中学生の体力作りにも適切ではないでしょうか。手宮西小は手宮町からはバス利用はできませんし又手宮の中心ではないので梅ヶ枝、末広、手宮町からは小学生を通学させるにはさまざまな問題がありすぎて皆さんの納得は得られないと思うのです。北手宮小と手宮小、手宮西小の3校のため現手宮小に統合して1校とし北山中と末広中を統合して現北手宮小に移転統合する方向で是非検討いただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>この基本計画では学校の再編成に当たってその進め方を明らかにしており、それぞれの地区ブロックごとに望ましい規模から見た学校数を示しております。高島・手宮地区では現在の小学校5校を2校に、中学校2校を1校にしています。</p> <p>この計画をまとめた後、地区実施計画の策定に向けて、統合校の位置や組合せについて来年度からいくつかの案をお示しながら具体的な協議を進めていきます。御意見にあるような学校の位置や統合の組合せについてもこれからの議論になります。また、小学校があるところに中学校を設置するという御提言も含めて今後協議をしていきたいと考えております。</p>